

命 令 書

再審査申立人 ジェーアール西日本労働組合

同 ジェーアール西日本労働組合福知山地方本部

再審査被申立人 西日本旅客鉄道株式会社

上記当事者間の中労委平成8年(不再)第22号事件(初審大阪地労委平成4年(不)第4号事件)について、当委員会は、平成16年10月6日第1412回公益委員会議において、会長公益委員山口浩一郎、公益委員諏訪康雄、同今野浩一郎、同落合誠一、同若林之矩、同曾田多賀、同林紀子、同上村直子、同荒井史男、同佐藤英善、同椎谷正、同渡辺章、同岡部喜代子、同山川隆一が出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

I 本件初審命令主文を次のとおり変更する。

- 1 再審査被申立人は、再審査申立人ジェーアール西日本労働組合福知山地方本部の福知山支部の組合員に対し、再審査申立人らからの脱退を懲憑することにより、再審査申立人らの組合の運営に支配介入してはならない。
- 2 再審査被申立人は、再審査申立人ジェーアール西日本労働組合福知山地方本部の福知山支部役員に対し、役員辞任を懲憑することにより、再審査申立人らの組合の運営に支配介入してはならない。
- 3 再審査被申立人は、再審査申立人らに対し、本命令受領後、速やかに下記文書を手交しなければならない。

記

平成 年 月 日

ジェーアール西日本労働組合

中央執行委員長 X1 殿

ジェーアール西日本労働組合福知山地方本部

執行委員長 X2 殿

西日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 Y1

当社福知山支社福知山運転所検修助役が、(1)ジェーアール西日本労働組合福知山地方本部の福知山支部の組合員に対し、貴組合からの脱退を懲憑したこと、(2)同福知山地方本部の福知山支部執行委員に対し、役員の辞任を懲憑したことは、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると中央労働委員会によって認定されました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

4 その余の本件救済申立てを棄却する。

II その余の本件再審査申立てを棄却する。

理 由

第1 事案の概要

- 1 本件は、再審査被申立人西日本旅客鉄道株式会社(以下「会社」)が、①会社の管理職や福知山支社福知山運転所検修助役Y2(以下「Y2助役」)をして、ジェーアール西日本労働組合(以下「JR西労」または「西労」)福知山地方本部(以下「福知山地本」)福知山支部(以下「福知山支部」)執行委員長X3(以下「X3支部委員長」)ら所属組合員に脱退を懲憑したこと、②会社の管理職やY2助役をして、福知山支部執行委員X4(以下「X4執行委員」)に対し、組合役員を辞するよう懲憑したことがそれぞれ不当労働行為であるとして、JR西労及び福知山地本が平成4年2月21日、大阪府地方労働委員会(以下「大阪地労委」)に救済を申し立てた事件である。
- 2 初審における請求する救済内容の要旨は、①会社管理職やY2助役をして、福知山支部の組合員に対し、JR西労からの脱退を懲憑し、JR西労の組合活動に支配介入してはならないこと、②会社管理職やY2助役をして、福知山支部役員に対し、役員辞任を懲憑し、JR西労の組合活動に支配介入してはならないこと、③①及び②にかかる謝罪文の掲示である。
- 3 初審大阪地労委は、平成8年5月31日、Y2助役らの上記行為は会社の不当労働行為に当たらないとして、本件救済申立てを棄却した。JR西労及び福知山地本は、これを不服として、同年6月12日、再審査を申し立てた。

第2 当委員会の認定した事実

1 当事者等

- (1) JR西労は、肩書地に主たる事務所を置き、会社従業員で組織する労働組合であり、その組合員は、平成10年8月1日現在、約2,200名である。
JR西労は、平成3年5月23日に、当時会社内に存在していた西日本旅客鉄道労働組合(以下「西鉄労」)を離脱した組合員が中心となって結成されたものである。
- (2) 福知山地本は、JR西労の下部組織であり、肩書地に主たる事務所を置き、会社の福知山支社管内に勤務する従業員で組織する労働組合であり、その組合員は、平成10年8月1日現在、84名である。
福知山支部は福知山地本の下部組織である5支部の一つであり、福知山地本と同所に主たる事務所を置き、その組合員は、平成8年1月1日現在、68名である。
- (3) 会社は、昭和62年4月1日、日本国有鉄道(以下「国鉄」)から西日本地域における旅客鉄道事業等を承継して設立された法人であり、肩書地に本社を置きその従業員は、本件初審審問終結時約48,000名である。
会社の福知山運転所は、福知山支社管下にあり、本件発生当時の従業員は303名、このうち車両の検査、修繕、管理を業務とする検修職場(以下「検修」ともいう。)は検修助役以下86名である。
- (4) 会社には、別組合として、本件初審審問終結時、申立外西日本旅客鉄道産業労働組合(以下「西労組」)等の組合がある。

なお、西労組は、平成3年12月6日に、当時会社内に存在していた西鉄労と西日本鉄道産業労働組合(以下「鉄産労」)の組織統一によって約35,000名の労働組合として結成されたものであり、現在は、西日本旅客鉄道労働組合に改称している。

この組織統一に伴い、福知山支社管内においては、西鉄労及び鉄産労の下部組織であったそれぞれの福知山地方本部が、同4年1月12日に西労組福知山地方本部として統一された。

2 JR西労結成に至る経緯について

- (1) 国鉄動力車労働組合(以下「動労」)、鉄道労働組合、日本鉄道労働組合及び鉄道社員労働組合で結成された全日本鉄道労働組合総連合会(以下「JR総連」)は、平成2年6月の第5回定期大会において、「ストライキ権(以下「スト権」)の確立」について職場討議を深めること及びJR総連にJR各社共通の課題についての交渉権等を委譲することに関して加盟単組内において討議すること(以下「スト権論議」)を提起した。
- (2) スト権論議の提起を受け、西鉄労福知山地方本部が、平成2年秋頃から各職場で開始した職場討議では、かつて組合の集会にはほとんど参加したことのなかった助役らが組合員として参加し、スト権論議は反対である、とか、時期尚早である、とかと発言した。
- (3) 平成3年2月19日に開催された西鉄労第9回中央委員会において、X5委員長は、西鉄労とJR総連の関係について、あいさつの中で次のとおり述べた(以下このX5委員長の発言を「X5発言」)。

「西労組(注「西鉄労」を意味する。)は、昭和62年3月に結成され、以来JR総連に加盟してきたが、今日まで多くの場面でJR総連との間で、独立した単組の組織運営を揺るがすような問題に直面しながらこれに対処してきた。スト権論議を踏まえた第8回中央委員会では、西労組として自主性の堅持及び主体性の発揮、組織介入を許さないことなどを改めて確認し、決定しなければならないような事態にも陥った。

JR総連は、こうした西労組の意思を承知しているにもかかわらず、西労組への批判と介入を繰り返してきた。もはや、我々は、JR総連と行動を共にできない。JR総連の今日的使命は終了したとの判断に立ち、JR総連との関係を発展的に解消せざるを得ない。具体的には、①JR総連主催の諸機関、諸会議に参加しない。②西労組主催の諸機関、諸会議にJR総連役員等を招請せず、参加を拒む。③JR総連会費の納入を凍結する。」

X5発言に反対する立場の中央執行委員5名(以下「反X5派中執」)は、X5発言の内容を認められないと通告した上で、退席した。

- (4) 平成3年3月、反X5派中執らが中心となり、「JR総連とともにJR西労組を強化する会」が結成された。
- (5) 平成3年5月18日、反X5派中執とこれを支持する西鉄労の組合員らは、「JR総連に結集するJR西労結成総決起集会」を開いた。
- (6) 平成3年5月23日、反X5派中執とこれを支持する西鉄労の組合員ら約

4,300名は西鉄労を脱退して、JR西労を結成し、JR総連に加盟した。一方、西鉄労は同年7月にJR総連からの脱退を決定した。

3 会社幹部の労使関係に関する方針等

(1) 会社の代表取締役社長Y3(当時。以下「Y3社長」)は、公企労研究所の平成2年7月30日発行の公益企業レポート第2,426号の誌上において、同研究所記者からの「JR総連が提起しているスト権問題について、経営者としてどのように見ておられますか。」との質問に対して、「ストライキ権については、民営会社として発足したわけですから、労働組合として当然の権利であることは言うまでもありません。(中略)JR総連という上部組織から、保持していることが自明の理であるスト権問題についての議論を各単組で行うようにという提起があったことは、あまりにも唐突ですし、全く理解できません。(中略)通年のスト権の設定などは、本来の当事者であるJR西日本と西鉄労との間の信頼関係や団体交渉の推移に係わりなく、ストライキを構えるという、国鉄時代における国労・動労のスケジュール闘争を彷彿とさせる発想であり、当事者同士が団体交渉を通じて、物事の解決をはかるという労使関係のあり方そのものを無視したものだとも言えます。ましてや、民営・分割によりスタートし、苦楽を共にする固有の労使関係をJR西日本と西鉄労が有する中で、上部団体との交渉などは論外のことですし、また、ストライキ権の委譲などという提起は、私共として、全く理解し難いものと考えています。」と述べた。

(2) 会社の副社長Y4(以下「Y4副社長」)は、平成3年12月6日の西鉄労と鉄産労の組織統一大会(前記1の(4))において、「JR西日本の経営基盤を安定させるためには、健全な労使関係を確立することが必要であり、一企業一組合が望ましいことはいうまでもない。そうした理想に向け、数多くの困難を克服し、きょうの日を迎えられた皆さんの決断に改めて深い敬意を表したい。今後はJR西労組の皆さんの意見を基軸として、労使協議会などの場で忌憚ない意見交換を行い、苦楽をともにしながら社員の福利向上を図っていきたい」と述べた。

4 検修職場におけるJR西労組合員に対する脱退懲慥について

(1) 福知山運転所の検修職場では、平成2年以降の電化推進や業務効率化等に伴う業務量減少によって、本件発生時までには40数名の人員削減が行われていた。このためY2助役は、検修職場の業務量減と人員削減に歯止めをかけようと、平成3年度初頭には、新規業務として、要部検査の取り込み、予備車の確保、客車のディーゼル化及び特急電車車両の福知山運転所への配置の4項目を福知山支社に要望(以下「4項目要望」)していた。

この4項目要望は、福知山運転所長の了解を得たうえ、福知山支社の担当部課へ上申され、さらに、支社から本社へ上申されていた。

一方、福知山運転所の検修職場の有志約30名は、自主的に企画増収グ

グループを結成して検修職場の増収活動を行っていたが、Y2助役はそのグループの顧問であった。なお、同グループ員の大多数は、JR西労結成以来の組合員であった。

なお、X3支部委員長は同運転所車両技術主任(以下「主任」)であったが、同グループ員ではなかった。

(2) 平成3年10月24日、会社の取締役兼鉄道副本部長Y5ら6名が、同月の労働災害事故防止強化月間に係る実態調査のため福知山運転所を訪れた際、助役以上が出席して福知山運転所長Y6(以下「Y6運転所長」)が管内概況説明として同運転所における労働組合別の組織率を説明したところ、本社側の出席者の中から、「他の職場に比べて、西労の組織率が高い」旨の発言があった。

(3) 平成3年11月20日、JR西労は第3回臨時大会を開催し、平成4年春闘方針としてストライキ権(以下「スト権」)を確立させることを決定した。

(4) 平成3年11月末、Y2助役は、福知山地本執行委員長X6、同書記長X7(以下それぞれ「X6地本委員長」、「X7地本書記長」)及びX3支部委員長を、検修助役室に呼び、「西労では検修職場を守れない。西労は検修職場を守るためにどういう方針を持っているのか。西労ではダメだ」と述べた。

これに対し、X7地本書記長は、「検修職場を守るために、西労は西労なりに努力をしている」と答えた。

(5) 当時、Y2助役は、検修職場の実務を統括する検修助役であり、助役の職務内容は、所長の補佐又は代理としての役割を果たすことであった。

また、福知山運転所従業員の昇給等の調書を福知山支社へ提出するときには、助役が調書を記載して所長へ提出し、所長がそれぞれの担当助役から話を聞き、修正するときは、修正し、福知山支社に提出する仕組みとなっていた。

助役の組合加入資格について、JR西労は、会社と締結していた労働協約で認めていた。

Y2助役は、国鉄時代は動労の組合員であり、会社発足後は、西鉄労組合員であって、西労組結成後も引き続き西労組の組合員となっていたが、積極的な組合活動をしてきたこともなく、組合役員に就いたこともなかった。

(6) 平成3年12月18日午後1時30分ごろ、Y2助役は福知山支社のY7次長を訪ね、同支社同和対策室長Y8(以下「Y8室長」)とともに3人で福知山支社近くの喫茶店に行った。これは、Y2助役からY7次長に話をしたいと電話をした上のものであり、同室長はY7次長から誘われて同席した。

喫茶店では、Y2助役がY7次長に対し、4項目要望についてどう扱われているのかを尋ねたところ、同次長は「本社にもいろいろと働きかけているが、なかなか難しい」と回答した。これに対し、Y2助役が「何とかお願いしたい」と述べ、Y7次長は「決して検修職場を軽視している訳ではない」旨答えた。

Y7次長は、Y2助役とのやり取りの中で「今までいろいろ努力して成果を上げた。もし、ここで大きな事故や重大な事柄が発生すると支社はぺしゃんこになってしまう」と発言した。

初審審問において、Y8室長は、この「重大な事柄」について「Y2助役が西労のストなどを連想することは、考えられなくないと思う」と証言している。また、再審審問において、Y7次長は、4項目要望について、Y2助役は、西労組の組合員としてというのではなく、やはり検修助役としての立場でものを言ってきた旨証言している。

同日の夕方、Y2助役はX4執行委員と検修職場の風呂場で出会った際、同執行委員に対し、「今日、次長から支社に呼ばれ、組合の組織率の問題で何とかしてくれと頼まれた」と述べた。

- (7) 平成3年12月19日、Y2助役は、X3支部委員長を福知山運転所内の第2検修室に呼び、昨日、Y7次長から話があったとして、上記(6)記載のX4執行委員に話した内容を述べた。

さらに、Y2助役は、同支部委員長に対し、「西労の組合員を全部引き連れて、西鉄労へ行ってくれ。4項目要望等の仕事の確保のためにも、福知山運転所、特に検修の組織率が高かったら非常に困る。なんとかY7次長の意を受けて働いてもらわれんか」と要請した。

X3支部委員長は、「組合組織の根幹にかかわる問題であり、一存では判断できない。別途返事をする」と返答し、福知山支部執行委員X8、同X9及び同X10(以下それぞれ「X8執行委員」、「X9執行委員」、「X10執行委員」)と相談した。

また、X3支部委員長は、X6地本委員長に対しても、このY2助役とのやり取りを報告し、Y2助役と相対することについては、慎重にとりかかる必要があるので、支部から要請するまでは、地本としての対応は保留するよう要請した。

- (8) 平成3年12月20日午前9時40分ごろ、Y2助役は、X3支部委員長及びX8執行委員に対し、「福知山運転所の西鉄労と鉄産労の統一までに西労から西鉄労に変われば、主流でいけるがどうか」、「動労以来23年の付き合いから、一本釣りする」等述べた。

X3支部委員長は、X8執行委員、X10執行委員及びX9執行委員と協議し、同日午後1時ごろ、X3支部委員長らは、Y2助役に対し、「西労を辞めるのは、会社を辞めるときである」と返答した。

- (9) 平成3年12月21日午後3時30分ごろ、Y2助役から電話で呼出しを受けたX3支部委員長は、X8執行委員の同席を求めた上で、同日午後5時30分ごろ、第2検修室で同助役と会った。

Y2助役は、X3支部委員長に対し、「新しい組合へ行って、委員長をやり。西労にいたのでは、仕事とれない。西労の組織率が高すぎる」旨述べ、「どうしても、わしの言うことが聞けんのやったら、支社長に直接確かめてみろ」、「12月24日におれが一席設けたる」と述べた。

これに対し、X3支部委員長が、「自分の一存でどうこうなる問題ではない。執行委員会で話をする」と述べたところ、Y2助役は、「執行委員会で十分検討してくれ」と述べて、3人は別れた(以下この会談を「12. 21会談」)。

(10) 平成3年12月21日午後6時から9時ごろにかけて、福知山市内の居酒屋「三幸」において福知山支部執行委員会が開催された。会議の中で、X3支部委員長は、同日と同月19日のY2助役から受けた発言の内容を報告し、執行部としての態度を決める必要があるという提案を行い、以下のことが決定された。

- ① 執行部としては、組合を裏切ることはいない。
- ② Y2助役からの働きかけについて、執行部が常に組合員を守ることは不可能である。一般組合員については個々の判断に任さざるを得ない。
- ③ 12月24日の会合については、X3支部委員長が、西労を脱退しない決意を表明するため出席する。

(11) 執行委員会終了後の午後10時30分ごろ、X3支部委員長が検修助役室に行くと、Y2助役と3名の主任がいた。

X3支部委員長とY2助役は主任らに席を外すよう求め、午前0時ごろまで、同日の執行委員会の決定内容について話をした。

その中でY2助役は、「X3の気持ちは十分わかる。それ以上にわしも苦しんどるんや」、「お前、何か条件があるんやったら出してみろ」、「お前が条件を出すんであれば、すべて飲んで、よい方向に整理してやる」と述べたが、X3支部委員長は、「私は一切条件はありません」と答えた。

(12) 平成3年12月22日、Y2助役は、検修助役室においてJR西労に所属している10数名の主任に対し、福知山支社長あての「西労結成以来、福知山運転所検修が生きていくために、何をすべきか検討を重ねてきた。私達の生活を守るためにも西労組へ帰る結論に達した。願いを聞き取りいただきたい」旨の署名を検修職場のJR西労の組合員から集めることを提案した。

同日から24日にかけて、主任らは署名を集め、また、署名に応じなかった者に対しては、Y2助役自らが署名するよう説得した。検修職場は交替制勤務であったが、24日の午後4時ごろまでには41名分の署名が集められた(以下この41名の署名を「12. 24署名」)。

(13) ア 平成3年12月24日午後6時過ぎから、支社から車で5分程度の距離の料理屋「魚辰」において会合が開かれた(以下この会合を「魚辰会談」)。

この会合は、支社が、増収活動、QCサークル活動等職場の活性化策に積極的に取り組んで実績をあげている職場を激励し、支社と現場のコミュニケーションを図るなどを目的に始めることとし、自主的に「企画増収グループ」を作り、増収活動に実績をあげていた福知山運転所の検修職場を最初の対象職場に選び開催した。

この会合の開催経過は、同3年秋、福知山支社長Y9(以下「Y9支社

長」)から、Y7次長に発案が伝えられ、11月末に同次長から同支社総務課長代理Y10(以下「Y10課長代理」)に指示があり、これを受けて総務課人事グループが12月3日ごろ企画・立案し、12月10日に同次長の決裁を受け、12月24日の開催となったものである。

福知山運転所の検修職場の出席者については、同月10日にY10課長代理からY6運転所長へ3名の人選依頼があり、同月17日Y6運転所長から、同所長、Y2助役及びX3支部委員長の出席が支社へ報告されていた。なお、前記(9)のとおりX3支部委員長がY2助役から、支社長と一席もうけたるとの発言を受けたのは、同月21日であり、魚辰会談の開催趣旨については、知らされていなかった。

当日の支社の出席者は、会合に途中から出席したY9支社長の外、Y7次長、福知山支社運輸課長Y11、Y10課長代理であった。

ところで、X3支部委員長は、魚辰への出発前に、検修助役室に寄り、その場でY2助役から12.24署名を見せられ、コピーを手渡されていた。また、魚辰へ向かう車中、Y2助役は、X3支部委員長に対し「この41名の署名の結果で、支社がどう出るかちょっと見ものやぞ」と述べていた。

イ 会合では、Y10課長代理が司会を務め、「本会は検修職場の企画増収グループの苦労話を聞き、他の職場の業務運営等に生かして行きたい」旨の趣旨説明を行った後、Y7次長が、企画増収グループの実績を称える挨拶を行い、その後、懇談に入った。

懇談の中で、Y2助役が「我々は検修職場を守りたい。そのために、企画増収グループをつくる等して努力してきた。支社にも4項目要望を行ってきたが、前進しない。今、福知山運転所では組合問題について社員の心が揺れ動いている。そこで、組合をとるのか、社員や家族をとるのかを徹底的に話し合った。その結果、会社側の考え方に同調する者が多く出た」と述べた。

Y2助役の発言の後、X3支部委員長が「Y2助役とは徹底的に話し合った。西労も増収に努力した。しかし、会社の考え方への同調は、Y2助役云々ではなく、社員が自分で考えたものである。自分は立場上、西労を脱退することはしない。今回のことは、社員1人ひとりが自分で考え、行動したものであるので、組合として新たな行動はしない。今まで、増収やQCにも頑張ってきたのに、なぜ西労ではだめなのか」と述べた。

さらに、Y2助役は、「自分とX3支部委員長はこの23年間、動労をつくり、守り育てて来た。ここで、X3を突き放すのは忍びないが、今の考え方では職場は守れない。私は社員の雇用を守るために一生懸命努力していく」と述べた。

ウ その後、Y10課長代理は、Y9支社長を出迎えるために部屋を出た。午後6時30分ごろ、Y9支社長が到着し、Y7次長が当日の会合の経過

を説明した後、同支社長が検修職場の努力に謝意を表す挨拶を行った。

Y9支社長の挨拶の後、Y2助役が「私は検修職場を守るために一生懸命努力するので、支社長にも努力していただきたい」と述べ、12.24署名を同支社長に手渡した。

Y9支社長は、12.24署名に目を通した上でY2助役に返却した。その際、Y9支社長は「経営環境が非常に厳しい福知山支社において、社員が自分で考えて会社の考え方を理解し、1人ひとりが行動するということは、社員にとっても、会社にとってもいいことです」と述べた。

その後、Y9支社長は途中退席したが、退席後のこの会合ではJR総連側のスト権論議なども話題となり、午後7時30分ごろに終了した。

(14) 魚辰会談散会后、X3支部委員長は、会社が手配したタクシーに乗車したが、JR福知山駅で降車して組合事務所に戻り、開催された支部執行委員会において魚辰会談の内容を報告した。

また、同支部委員長は、同執行委員会終了後、同執行委員会に陪席していたX6地本委員長及びX7地本書記長に、福知山地本として協力できることは協力して欲しいと要請した。

(15) 平成4年1月23日、午後6時過ぎから企画増収グループの会議が開催された。

会議では、増収活動についての話の後、Y2助役が、「午後5時29分以降、わしは助役ではない。西鉄労(注「西労組」を意味する。)の組合員だ。わしはお前らを出向に向かうホームで見送りたくない。西鉄労に帰ってこい。西労の者がお前らに何か言ってきたらわしが守ってやる。2階へ行って判子をつけてこい」と述べた。

その後、2階の検修室で主任X11が立ち会う中、約20名のJR西労の組合員はJR西労脱退届、西労組加入届及び西労組の組合費引き去り依頼書に署名、捺印した(以下この約20名の脱退届等を「1.23脱退届」)。

(16) 平成4年1月23日、福知山地本は、Y2助役に同調し12.24署名で活動したことを理由に、JR西労に所属する検修職場の主任X11以下9名に対し、同主任らの行動は、いかなる理由があっても組合の団結を乱すものであり、規約(西労組規約)に基づき対処する旨の警告文を出した。

(17) 平成4年1月24日、福知山地本は、福知山支社に対し、前日にY2助役がJR西労の組合員に脱退強要を行ったとして抗議文を提出した。

同日夕方、福知山支社は、福知山地本に対し、この抗議文について、前日の午後6時ごろに検修社員のイベント会議があり、その席上でのことが、問題となっているのではないかと思われるが、この会議は時間外の自主的な会合であること、また、これは、組合間の問題もあるので、会社がY2助役に対し、とやかく言う問題でない旨回答した。

なお、就業規則第23条において、会社が許可した場合のほか、会社施

設内で、組合活動を行ってはならないと規定されていた。

- (18) 平成4年1月28日、福知山支社と福知山地本はY2助役の行為について話し合いを行い、同地本は、①Y2助役を福知山運転所から転出させること、②同助役が勤務時間中、組合活動を堂々とする行為に対する福知山支社の指導について回答することを求めた。

これに対し、Y7次長は、①については、人事に関する事なので説明できない、②Y2助役の組合活動を規制することは、同助役自身の所属する西労組の組合活動に対する不当労働行為になるので、不可能である旨回答した。

なお、会社と西労組間の労働協約には会社の許可なく勤務時間中に組合活動を行うことはできない旨規定されていた。

- (19) 平成4年1月31日、12.24署名に応じた41名を含む78名のJR西労脱退届が、福知山地本に提出された。

5 X4執行委員に対する辞任要求等について

- (1) 平成3年12月7日、福知山運転所主任運転士であり、福知山支部執行委員であるX4(以下「X4執行委員」)は福知山線の快速電車を運転中、停車駅である伊丹駅の停止位置を通過した上、同駅に無断で後退しようとし、車掌が非常ブレーキで電車を止めるという事故を起こした電車が停止位置を通過し、後退する場合には、通過した駅と連絡を取って後退しなければならないこととなっており、無断後退は更に重大な事故を起こす危険性があることから禁止事項とされている。

X4執行委員は、国鉄時代の昭和57年8月に、また、会社発足後の同62年4月及び平成3年8月にいずれも停車駅通過事故を起こしており、同3年8月の事故の際には、上司から「再び事故を起こしたら、2度と乗務にはつけない」旨の注意を受け、「同様の事故を繰り返すようであれば、運転士の職を辞する」旨の反省文を提出していた。

- (2) 平成3年12月18日、同月7日の事故後、教育指導や事情聴取を受けていたX4執行委員は、運転士の業務を離れ、検修職場に勤務することとなった。この措置は、当面のものであり、配置換え辞令は発令されなかった(以下、同4年3月10日までの検修職場における勤務を「検修預かり」)。同様の措置は社内において、一般的に「預かり」または、「見習い」と呼称されている。

- (3) 平成3年12月28日、Y2助役は、X4執行委員を呼び出し、「われらは仕事を取られると何もできん。そういう弱い立場や。今回のことは、われわれのすることを見とれ。検修になじむよう努力せよ」と述べた。

これに対し、X4執行委員は「検修になじむよう努力する」と答えた。

- (4) 平成4年1月6日、福知山支部執行委員会が開催され、組織問題に対応するため、同月9日から11日にかけて全員集会を開催すること及び組合員の団結署名を行うことを確認した。

- (5) 平成4年1月6日、JR西労本部書記長X12(以下「X12書記長」)及びX6地

本委員長ら地本三役とY2助役及び事務助役Y12(以下「Y12助役」)は福知山市内で会合を持った。その席上でX12書記長はY2助役に対し、「Y2助役が前面に出て西労の組合員に働きかけを行うのは不当労働行為である」と述べた。

(6) 平成4年1月7日朝、Y2助役は、X4執行委員を検修助役室に呼び出し、同執行委員に対し、「お前を検修に配属する辞令が次長のところで止まっている」、「相手は条件を言ってきた」と述べ、更に、「検修に配属する辞令を出すための条件は、お前が執行委員をやめることである」と述べた。

(7) 平成4年1月7日午後4時30分ごろ、業務中のX4執行委員がY2助役から電話で呼び出され、検修助役室に行ったところ、居合わせた主任が「(Y2助役は)組合事務所に行った。早く行け」と告げたため、同執行委員は、支部の組合事務所に向かった。

X4執行委員が支部組合事務所に着くと、事務所内にはY2助役のほかにX6地本委員長とX7地本書記長がいた。

X4執行委員は、Y2助役に対し、「勤務時間中ではないのか」と述べたところ、Y2助役は、「かまわないから入れ」と述べて、入室させ、同執行委員に対し、「X4、おまえ執行委員やめろ」と発言した。

X4執行委員とX6地本委員長らは、Y2助役に対し、「これは、不当労働行為である」と抗議したが、同助役は「それは分かって来ている」と答えた。

福知山支社は、同月20日、下記(17)記載の福知山地本からの緊急申し入れを受けて、Y6運転所長に対し、上記のY2助役の組合事務所への訪問について調査を命じ、同所長から、同助役が構内巡回中に組合事務所に立ち寄り、雑談をしたものである旨の報告を受けた。しかし、福知山支社は、Y6運転所長を通じてY2助役に対し、助役として勤務時間中に組合事務所に入入りし、不当労働行為と誤解されるような発言があってはならない旨の注意を与えた。

(8) 平成4年1月8日夕方、X4執行委員が主任のX13(以下「X13主任」)に対し、「今日、昼休みに検修職場の企画増収グループの集会をしたのか」と尋ねたところ、X13主任は「集会をした」と答え、更に、X4執行委員が「12.24署名どおり西鉄労に行くという話をしたのか」と問うたところ、X13主任は「した」と答えた。これに対して、X4執行委員は「そんなことをやってええんか。そんなことをやったら、この職場はめちゃくちゃになってしまう」と抗議した。

同日午後6時30分ごろ、Y2助役は組合事務所にいたX3支部委員長に電話をかけ、「X4執行委員は検修で預かれない」と述べた。

Y2助役から電話があった時、組合事務所には、X3支部委員長のほかにX4執行委員ら福知山支部と福知山地本の執行委員が5,6名いた。

X4執行委員は、X3支部委員長らに対し、「Y2助役の対応は、不当労働

行為であり、組合で対処して欲しい」と求めたが、同支部委員長や他の執行委員から「今の西労の力ではX4執行委員を守れない、執行委員の辞任もやむを得ない」という意見が出され、同支部委員長は同執行委員に対し、「Y2助役が怒っているのです、謝ってきたらどうか」と述べた。

- (9) 平成4年1月8日、午後7時40分ごろ、X4執行委員は検修助役室にY2助役を訪ねて、「執行委員を辞任する、検修になじむよう努力する」と述べたが、同助役は、「X4、今日、お前はわしの手をかんだ」、「今日、わしは留守にしておったが、お前が何をしてるのか全部分かってるんや」、「お前はもう検修では預かれん」と述べた。なお、首席助役Y13(以下「Y13首席助役」)、Y12事務助役、指導助役Y14(以下「Y14指導助役」)も同席していた。

その後、午後10時ごろ、X3支部委員長は、検修助役室に行き、Y2助役に対し、X4執行委員の件は自分に任せてくれと頼んだ。

- (10) 平成4年1月9日午前中、X4執行委員はY2助役から呼び出され、検修助役室を訪ねたところ、同助役は同執行委員に対し、「お前を検修で預かるわけにはいかん」と述べ、X3支部委員長も同席させたいや、「地本も地本や、何を考えとんや」、「X6を呼べ」と述べた。このため、同執行委員がX6地本委員長を呼んだ。

X6地本委員長が来た後、Y2助役は同地本委員長らに対し、「X4は検修で預かれない。行動がなっとらん。地本委員長としてどうするか考えを聞きたい」、「ここで話をしてもあかん。所長の考えも聞きたい」と述べ、その後、同人らは福知山運転所長室(以下「所長室」)へ移動した。更に、Y2助役は、福知山支部副執行委員長X10、X8執行委員及びX9執行委員を呼び出した。

- (11) 所長室では、Y6運転所長の他に、Y13首席助役、Y12助役及びY14指導助役が同席した。

席上、Y2助役はY6運転所長に対し、「X4を検修で預かってきたが、X4は職場の空気を乱す。検修では預かれない」と述べ、同意を求めたが、同運転所長は特に返答しなかった。

X6地本委員長は、「Y2助役、そう言わんと検修で預かって欲しい。仕事をさせて欲しい」と述べたが、Y2助役は「あかん。支社もそういうふうにする」と答えた。X3支部委員長は、同助役に対し、「お願いします」と土下座して頼み、それを見たX4執行委員は「委員長、そこまでしてもらわんでもええ」と述べた。

Y2助役は、X3支部委員長に対し、別室で話をしたいと提案し、同支部委員長は、X8執行委員の同席を求めた上で、同助役と所長室近くの休憩室で話合いを行った。

この話合いの中で、X3支部委員長は「X4執行委員を助けるために、何か条件はないのか、条件があれば出してくれ」と述べた。

これに対し、Y2助役は「わしも上から言われとるんや。しかし、X3、

お前の気持ちもようわかる」と述べ、検修で預かるための条件として、X4執行委員が、①執行委員を辞任すること、②4月から1年間、どこの組合にも所属しないこと、③検修一筋で努力することを挙げた(以下この3つの条件を「3条件」)。

この休憩室での協議の後、Y2助役とX4執行委員が別室で話し合い、その中で、同助役は同執行委員に対し、3条件を提示し、同執行委員は受諾する旨答えた。その際、Y2助役はX4執行委員に対し、「お前が組合におると何をするかわからん。とにかくここは黙って白紙になって、わしのすることを1年間黙って見ておれ」と述べた。

Y2助役とX4執行委員は個別の話し合いを終えると、所長室へ戻り、同助役は、Y6運転所長に対し、「X4執行委員は、検修で預かることにした」と述べ、同執行委員は、「検修職場で白紙で頑張る」と述べた。これに対し、Y6運転所長は、「頑張ってくれ」という趣旨の発言をした。

(12) 所長室を出た後、X3支部委員長とY2助役は検修助役室に行ったが、同助役は、「どうもこれでは信用できん。X4に一筆書かせてくれ」と述べ、同支部委員長はX4執行委員を呼び、書面を作成するよう求めた。

X4執行委員は、「私は、今後1年間検修一筋で白紙で頑張ることを誓う」旨のY6運転所長あての文書を作成した(以下この文書を「1.9 誓約書」)。

X3支部委員長は、この1.9誓約書に署名捺印した上、Y2助役に手渡し、X4執行委員は退出した。

1.9誓約書を受け取ったY2助役は、書面の文章の中にX4執行委員が事故を起こしたことについての反省が抜けているとして、書き直すよう求め、X3支部委員長に返却した。その後、X3支部委員長は、X4執行委員に対し、1.9誓約書の書き直しを求めた。

X4執行委員は、1.9誓約書を書き直し、数日後、Y2助役のところを持参したが、同助役は、「あれはもうええさかいのう」と述べ、受け取らなかった。

(13) 平成4年1月9日から11日にかけて、福知山支部は、全員集会を開催し、検修職場における組織問題の報告と意思統一、団結署名を行った。

(14) 平成4年1月10日午前10時30分ごろ、X6地本委員長は、Y7次長に対し、会社が組合に組織破壊攻撃をしているとして、その即時中止を求める旨の申入れを口頭で行った。

これに対し、Y7次長は、「調査する。支社は関与していない」と返答した。

(15) 平成4年1月13日、福知山地本は、福知山支社に対し、次の内容の緊急申入れを文書で行い、同月16日までに回答するよう求めた。

「① 西労では仕事は守れないとはどういうことか明確にされたい。

② 現場管理者が西労の組合員に対し、組織破壊攻撃をかけているが、支社はどのような指導をしているのか明らかにされたい。

③ X4執行委員の辞令はいつ出るのか。遅れている理由を明らかにされたい。」

これに対し、会社は後日、次の回答をした。

「① 西労で仕事を守れるとか守れないということはない。

② 調査の結果、現場管理者が西労の組合員に対し、組織破壊攻撃をかけているというような事実はない。

③ X4執行委員に関する人事の案件は組合に説明できない。」

(16) 平成4年1月19日、X3支部委員長は、検修職場混乱の責任をとるとして支部委員長を辞任した。

(17) 平成4年1月20日、福知山地本は、福知山支社に対し、次の内容の緊急申入れを文書で提出した。

「①平成3年12月24日の福知山支部A役員と福知山支社長以下幹部との会合は、何が目的であったのか、また、その席上で西労の組織介入があり、支社が関与している。事実を明らかにされたい。

②今回の組織介入は、B助役の発言にあるように、支社の指示によるものである。事実を明らかにされたい。

③平成4年1月7日、B助役が、組合事務所で同支部役員に執行委員の辞任を強要したが、これは不当労働行為である。支社はこの事実をどう受け止めるのかを明らかにされたい。」

(18) 平成4年1月21日、福知山支社は、福知山地本に対し、上記(17)記載の緊急申入れについて、次の回答を行った。

「①平成3年12月24日の業務打合わせ会では申入れの指摘の事実はなかった。

②についても、そのような事実はなかった。

③について、B助役はY2助役を指すと思われるが、強要の事実はなく、勤務時間中に組合事務所に出入りしたり、誤解されるような言動は慎むよう同助役を指導した。」

また、同日、既に辞任していたX3支部委員長を除く福知山支部の役員が総辞職した。

(19) 平成4年1月29日朝、X10がX4執行委員に対し、「お前、検修におりたかったら、おとなしくしとけ。Y2助役は昨日、掲示板にビラを張っていたことも運転所長に言いに行っているぞ」と述べた。

前日の夕方X4執行委員が、福知山地本が福知山支社に対し不当労働行為について抗議をしたという内容のビラを組合掲示板に貼付していたところ、その横をY2助役が通り過ぎた。

その後、午前8時50分からの点呼時、Y2助役が組合掲示板を見ながら、主任のX14に対し、「おい主任、今日、X4を見習いにつけんでよい。わかったな」と大声で発言した。

午前9時ごろ、X4執行委員は、検修助役室に呼ばれ、主任全員が集まった前で、Y2助役から「X4は辞令が出とらん。今日から見習いにつけな

い。責任はわしがとる。今日から環境整備だ。わかったな」と告げられた。

X4執行委員は、その日、1日中環境整備として、草むしりをさせられた。

草むしりの最中に、主任のX13が来て、「X4さん、ぼちぼちでいいぞ。Y2助役が何で怒っているかわかるか。X10さんが言っていた話を聞いたか」と述べた。

同日午前11時ごろ、X4執行委員はY2助役から呼出しを受けた。

Y2助役は、X4執行委員に対し、「家に脅しの電話が架かっている。これは脅迫や。勝負しよか」と述べ、「X4、おまえのこと誰が心配したんや。わしがしてるやないか」と述べた。

同日午後3時ごろ、X4執行委員は再度、Y2助役に呼ばれた。

Y2助役は、X4執行委員に対し、「X4、もう限界や、休戦協定結ぼう」、「西鉄労から西労へ全部戻せ言うのやったら戻す。今度は不当労働行為やって戻す」、「お前の辞令もすぐ出る。見習いにもすぐつける」等と述べた。

(20) 平成4年2月3日、X6地本委員長ら福知山地本三役とY2助役が話し合いを行い、同助役は、X4執行委員を検修職場に配属する等と述べた。

(21) 平成4年2月10日、X6地本委員長及びX7地本書記長は、Y7次長及びY10課長代理らと話し合い、福知山地本は、組合攻撃に関する福知山支社の説明は納得できない旨述べた。

(22) 平成4年2月21日、JR西労及び福知山地本は、大阪地労委に対し、本件救済申立てを行った。

第3 当委員会の判断

1 JR西労組合員に対する脱退懲遷について

(1) 12.21会談におけるY2助役の発言について

ア 再審査申立人の主張

(ア) 助役の職制上の脱退の働きかけは、会社の職制としての地位を利用したものと評価すべきものである。

(イ) Y2助役は、12.21会談及びこれに至る過程で、X3支部委員長らに対して、会社施設(第2検修室など)を恣意に利用したり、勤務時間中(12月20日、午前9時40分)に脱退工作の話を行っているものであり、これは助役としての地位を利用しなければならぬ。

(ウ) 当時、西労組は、「一企業一組合をめざす」という方針を掲げていたが、これは一般的なものにすぎず、福知山の現場においては組織拡大の具体的取組は一切存在しなかった。また、同現場において、西労組の役員がJR西労の組合員に対する働きかけを行ったという事実もない。同助役は西労組の役員ですらなく、組合活動を積極的に行っていたわけではなかった。ただ、一人同助役のみが西労組の動きとは無縁にJR西労に対する執拗な脱退工作を行っていたので

あり、同助役の言動は「西労組の立場」として行われたものでないことは明らかである。

イ 再審査被申立人の主張

会社は、Y2助役とX3支部委員長の会話内容を知り得ないが、同助役が行ったとする発言自体が事実かどうか疑わしい。仮に同助役の発言があったとしても、それは、同助役が自らの意見を要望として発言したものにすぎない。

ウ 当委員会の判断

(ア) 前記第2の4(9)認定のとおり、Y2助役が、第2検修室においてX8執行委員同席のもと、X3支部委員長に対し、「新しい組合へ行って、委員長をやれ。西労にいたのでは仕事がとれない。西労の組織率が高すぎる。」旨述べたのは、JR西労からの脱退を慫慂する行為に当たるものである。

(イ) 同4(1)認定のとおり、検修職場では、平成2年以降40数名の人員削減が行われていたことから、Y2助役はこれに歯止めをかけるため、福知山運転所から、福知山支社に対し、4項目要望を行っていた。そして、同3の(2)並びに同4の(2)、(3)及び(6)認定のとおり、当時、会社とJR西労を取り巻く状況としては、①平成3年10月24日、福知山運転所で実施された労働災害事故防止強化月間に係る実態調査に出席した本社側の出席者から「他の職場に比べて、西労の組織率が高い」旨の発言がなされたこと、②同年11月20日、JR西労がスト権の確立を決定したこと、③同年12月6日、西労組と鉄産労の統一大会において、Y4副社長が挨拶の中で、「JR西日本の経営基盤を安定させるためには(中略)一企業一組合が望ましいことは言うまでもない。」と述べたこと、④同年12月18日、Y7次長がY2助役に対し、「もし、ここで大きな事故や重大な事柄が発生すると支社はペしゃんこになってしまう」と述べたことや、同日及び翌19日に、Y2助役がX4執行委員及びX3支部委員長に対し、「今日、次長から支社に呼ばれ、組合の組織率の問題で何とかしてくれと頼まれた」と述べたことなどが認められる。

以上のことからすれば、Y2助役のX3支部委員長に対する脱退慫慂の発言は、上記のような状況において、検修職場の業務量減と人員削減に歯止めをかけるためには、検修職場におけるJR西労組合員の占める比率を低くすることが不可欠であるとの思いから行ったものと考えられる。

(ウ) 上記のことに加えて、同(5)で認定したとおり、Y2助役は西労組の組合役員に就いたことはなく、組合活動を積極的に行っていたとの疎明もないことからすれば、12.21会談におけるY2助役の発言は、西労組の組合員としての活動とみなすことはできず、検修職場の業務を確保するため4項目要望の実現を図ろうとしていた助役として

の職制の立場で行ったものというべきである。

(エ) したがって、Y2助役がX3支部委員長に対する組合からの脱退を懲
憑する行為は、JR西労の組織率を下げようとして助役の立場で行っ
たものと認めるのが相当である。

(2) 12.24署名について

ア 再審査申立人の主張

(ア) Y2助役が10数名の主任を使って41名の署名を集めた行為は、西労
組の組合組織によってなされたのではなく、検修職場における助役
と主任という職制上の指揮命令システムを利用する形で行われたもの
である。

(イ) 初審命令が、「12.24署名は究極的には西労に留まるか、西労組
に所属すべきかという所属組合の選択の結果と見るのが相当であ
る」と判断したことについては、脱退を働きかけられた組合員がい
かに判断したかという結果の側をとり出して、不当労働行為の有無
を論じるという判断方法は、不当労働行為を認定するための判断方
法としては全く誤っている。不当労働行為を認定するに当たっては、
使用者からの脱退の働きかけがあったか否かという場面こそが問
題なのであって、働きかけの結果、当該組合員がどのように判断し
たかは付随的なことにすぎない。

イ 再審査被申立人の主張

JR西労らは、会社の意向を受けたY2助役が10数名の主任に対し、各
人に担当する組合員を指示した上で、JR西労を脱退するよう電話で説
得させ、その上で同助役は組合員に直接面談してJR西労脱退を説得し、
福知山支社長あての署名をJR西労組合員から集めたと、推測により事
実を主張しているにすぎない。

また、12.24署名に応じた41名は、自らの意思で署名、捺印したも
のであり、何ら問題はない。

ウ 当委員会の判断

(ア) 前記第2の4(7)、(8)及び(12)認定のとおり、Y2助役は、平成3年
12月19日、X3支部委員長に対し、「西労の組合員を全部引き連れて、
西鉄労へ行ってくれ」等の要請を行ったところ、翌20日、X3支部委
員長から、「西労を辞めるのは、会社を辞めるときである」との回
答を受け、22日、検修職場の10数名の主任に対して、検修職場のJR
西労の組合員から組合を脱退する旨の署名を集めるよう提案して
いることが認められる。

Y2助役は、X3支部委員長が多数の組合員を伴ってJR西労を脱退し、
西労組へ加入することは難しいとの考えのもとに上記提案を行っ
たものと推認される。

上記のことに加え、同月24日にはY9支社長が参加する魚辰会談の
開催が予定されていたことから、Y2助役としては、同会談を検修職

場の業務量と人員を確保するため、これまで働きかけてきた4項目要望の実現を訴える絶好の機会と捉え、JR西労の組織率を下げるため、検修職場として何らかの行動をしていることを示すことが必要と考え、上記提案を行ったものと推認される。署名には、福知山支社長あて「福知山検修が生きていくために、何をなすべきか検討を重ねてきた」旨記載されていたことからこのことを窺うことができる。

(イ) そして、同(12)認定のとおり、上記提案は12月22日に行われているところ、2日後の24日には41名もの多数の署名が集めることができたことからすれば、当該提案に基づく署名活動は、一定の目的に向け、組織的に行ったものと考えるのが自然である。

さらに、同(12)で認定したとおり、署名の提案を受けた10数名の主任全員がJR西労に所属していたことからすると、12.24署名にかかるY2助役の行為は、西労組に所属する組合員としての行為と見ることはできず、かえって検修助役という職制上の地位を利用して主任に署名活動を行わせたとみるのが相当であって、署名に応じなかった者に対し、Y2助役自らが説得して署名を求めたことと併せ、24日の魚辰会談においてY9支社長に検修職場における行動を認めてもらうため職制の立場に立って行った行為であるとみるのが自然である。

(3) 魚辰会談について

ア 再審査申立人の主張

(ア) 企画増収グループの実績を称え、慰労する場として設定されたとする魚辰会談にX3支部委員長が出席すること自体が不自然極まりのないものである。同支部委員長は、同グループのメンバーではなく、同会談に出席する必然性は何ら存しないからである。

(イ) X3支部委員長を魚辰会談に誘ったのはY2助役であるが、同会談に出席した支社幹部の、少なくとも一定の部分は同支部委員長が出席することを了解しており、そこで、西労の問題を持ち出すことも了解していたと見るのが自然である。同支部委員長を、支社幹部が大勢いる場に連れてきて話をしようとしたところの意図こそは、同支部委員長を会社の側に取り込み、JR西労を脱退させるためであったと考える他はなく、不当労働行為である。

会談終了後に、Y12助役が、同支部委員長をわざわざタクシーで送るといふ厚遇をしているところにも、会社の意図が示されている。

(ウ) 魚辰会談における、Y9支社長の12.24署名についての「社員が自分で考えて会社の考え方を理解し、1人ひとりが行動するということは、社員にとっても、会社にとってもいいことですね」旨の言葉は、JR西労を脱退して西労組に帰ることが「会社にとっていいこと」とであると評価するものに他ならない。この発言は、同支社長が、Y2

助役による12.24署名について、会社として積極的に評価し容認していたことを示すものである。

同助役による脱退を完了させる行為は、少なくとも同支社長による容認のもとでなしえたものに他ならない。こうしてみれば、初審命令が認定する上記の同支社長の発言は、同助役による西労に対する脱退仕事を会社として積極的に容認するという意義を持つものであり、会社の関与を示す重要な事実となる。

イ 再審査被申立人の主張

(ア) 魚辰会談での会合は、企画増収グループの活動により実績を上げていた検修職場の意見を聞き、激励することを目的とした業務打合せ会にすぎない。

(イ) 魚辰会談に赴く車中でのY2助役の発言について、同助役の行動が、支社ないし次長の指示、懲慥、依頼等によりなされたものではなく、同助役らが自ら考え、自ら発意して行ったものであることが容易に看取できる。

(ウ) 魚辰で開催された会合の性格は、福知山運転所の検修職場においてJR西労からの大量脱退を企図した会社が、X3支部委員長を会社側に取り込むために設定されたものであると主張するが、その直後に開催された支部執行委員会において、会社側に対する具体的な対応が何ら決められていないことから、JR西労らの主張が事実と反するものであることは明らかである。

ウ 当委員会の判断

(ア) 魚辰会談は、前記第2の4(13)アで認定したとおり、増収活動、QC活動等の実績を上げている職場を激励するための会合の一環として開催されたものであり、福知山運転所の検修職場は、自主的に「企画増収グループ」を作り、実績を上げていたため、会合の対象職場に選定されたものである。また、同(1)、(9)及び(13)アで認定したとおり、検修職場からの魚辰会談の出席者の人選は支社からY6運転所長に依頼されたものであるところ、X3支部委員長は、企画増収グループのメンバーではなかったにもかかわらず、この会合の出席者として人選され、Y2助役から「新しい組合へ行って、委員長をやれ。西労にいたのでは、仕事がとれない。」「どうしても、わしの言うことが聞けんのやったら、支社長に直接確かめてみろ」、「12月24日におれが一席設けたる。」との発言を受けて参加したものである。

(イ) そして、魚辰会談においては、同イで認定したとおり、Y2助役が、「(中略)組合をとるか、社員や家族をとるのかを徹底的に話し合った。その結果、会社の考え方に同調するものが多く出た。」と述べ、X3支部委員長が「今まで、増収やQCにも頑張ってきたのに、なぜ西労ではだめなのか」と述べるなど、検修職場における企画増収グル

ープの活動の話題のほかに、JR西労の組織に係る問題が話題にされたことが認められる。

このことに加えて、上記発言がなされた後に会談に出席したY9支社長に対し、Y2助役が「西労結成以来、福知山運転所検修が生きていくために、何をすべきか検討を重ねてきた。私達の生活を守るためにも西労組へ帰る結論に達した。願いを聞き取りいただきたい」旨の12.24署名を支社長に手渡したところ、同支社長は、「経営環境が非常に厳しい福知山支社において、社員が自分で考えて会社の考え方を理解し、一人ひとりが行動するという事は、社員にとっても、会社にとってもいいことですね。」と述べたことが認められる。

(ウ) この12.24署名に目を通してなされた支社長の発言は、JR西労に所属する組合員がJR西労を脱退して西労組に加入する決意を示した12.24署名を、一企業一組合という会社の考え方、さらには、検修職場において、JR西労の組合員が高い組織率を占めることをめぐるの会社の考え方を理解したうえでの行動として、評価したものとと言える。

(エ) 以上のことからすると、魚辰会談は、増収活動等の実績を上げている職場を激励するための会合の一環としての位置づけで開催されたものではあるものの、併せて、会社と緊張関係にあったJR西労の組合員が、検修職場では高い比率を占めることについての会社の考え方を、支社長から直接X3支部委員長に伝える場として、Y6運転所長の了解の下、Y2助役が利用したものとみるのが相当である。

(4) 1.23脱退届等について

ア 再審査申立人の主張

1月23日に行われた企画増収グループ会議でのY2助役の行為は、Y9支社長が同助役の行為に対して、社員が西労から脱退することは会社にとって好ましいことであるという明示の了解を与えた延長上にあるものである。

イ 再審査被申立人の主張

Y2助役から西労組合員に対する働きかけについての主張は、全て伝聞であり、会社は全く関知していない。

また、この会合の出席者は、自らの意思で西労脱退届及び西労組加入届に署名、捺印したもので、これは組合間の問題であり、組合選択の問題である。

ウ 当委員会の判断

(ア) 前記第2の4(15)で認定したとおり、1月23日午後6時過ぎから開催された企画増収グループの会議において、Y2助役が「午後5時29分以降、わしは助役ではない。西鉄労の組合員だ。わしはお前らを出向に向かうホームで見送りたいくない。西鉄労に帰ってこい。西労の

者がお前らに何か言ってきたらわしが守ってやる。2階へ行って判子をつけてこい」とのJR西労からの脱退勧奨発言の後、JR西労組合員であるX11主任が立ち会う中、約20名のJR西労の組合員が、JR西労脱退届、西労組加入届及び西労組の組合費引き去り依頼書に署名、捺印した。

さらに、同(19)認定のとおり、同月31日には12.24署名に応じた41名を含む78名のJR西労脱退届が、福知山地本に提出されている。

(イ) 以上のことから、Y2助役が、JR西労所属の組合員に対して、脱退届等に署名、捺印させたことは、西鉄労の組合員であると宣言した上行われたものであったとしても、それがJR西労組合員である主任を立ち会わせて行ったこと、「わしはお前らを出向に向かうホームで見送りたいくない。」と述べて、JR西労を脱退しない場合、人事異動における不利益扱いを示唆したことからすれば、西労組の組合員の立場、または個人の立場での行為としてみることはできない。同助役のかかる行為は、当時検修職場におけるJR西労の組合員の比率を下げるのが、上記(1)ウの(イ)と同様に、検修職場を守るために不可欠であるとの考えのもとに行ったものであり、助役としての職制上の地位を利用してなされたものとみることが相当である。

(5) 不当労働行為の成否

ア 再審査申立人の主張

(ア) Y2助役に対する会社管理職らによる直接の指示・依頼がなされているか否かによって、同助役の行為を会社に帰責しうるか否かをふるい分けるという判断方法は全く誤っている。助役の職制上の地位は一般企業でいえば部課長に類するものであり、その言動は、原則として使用者に帰責されるからである。これら職制の行為については、使用者の指示に基づくか、行為者自身が使用者の意を体し、あるいは使用者がその行為を知悉しながらこれを黙認し利用したと推定されるものである。使用者による職制に対する具体的指示が立証されなければ使用者への帰責性が認められないとすべきではなく、使用者が職制による支配介入行為を知って放置した場合はもとより、場合によってはただ単に職制の行為であるということ自体によっても使用者の帰責性は認められなければならない。

(イ) 初審命令は、福知山支部及び福知山地本の対応について、「会社の支配介入があった場合の労働組合の対応としては緩慢に過ぎる」と判断しているが、同支部及び地本は、会社による攻撃が厳しいと認識していたが故に、組合員の配置転換や出向を防ぎつついかに会社と闘うかというための、組合内部の体制作りに時間を費やさざるをえなかったものであり直ちに会社に対する申入れを行う等の具体的行動をとらなかったからといって、そのことが、Y2助役による脱退工作が会社の不当労働行為ではないということを示すものとは

全く言えない。

イ 再審査被申立人の主張

Y2助役は、組合員資格もあり、現に西労組の組合員である。同助役の発言は、社員同士ないし労・労間の話であって、そのこと自体会社には何らの関係もないというべきであり、不当労働行為とみるべき余地は全く存しない。

また、Y2助役に対し会社管理職による働きかけは存在しなかった。

ウ 当委員会の判断

(ア) 本件において、Y2助役のような組合員資格を有する職制が支配介入に該当しうる行為を行った場合に、不当労働行為責任が使用者たる会社に帰属するか否かについては、会社が行為者に対し、当該行為についての指示を行っていた場合に帰責が認められるのはもちろんであるが、そのような指示が認められない場合であっても、行為者の地位・権限、行為の内容及び影響力、その時期及び場所、行為者と相手方との関係、行為者の組合活動の状況、使用者が当該行為につきとった態度、当該行為が専らないし主として個人的立場又は別組合員としての立場からなされたか否か、その他、他の同種の行為の有無・時期や当該労使関係の状況などの諸事情を総合的に考慮した上、行為者が、その職務上の地位を利用するなどして、使用者の意を体して当該行為を行ったものと判断されるときには、使用者に帰責されると解するのが相当である。よって、以下この点について判断する。

(イ) Y2助役は、前記第2の4(5)で認定したとおり、昇給等の調書作成により、所長に意見を具申するなど人事にも関与し、検修職場の実務を統括する立場であり、業務遂行に当たって主任等に対し具体的な指示を行うことのできる立場にあった。

(ロ) 当時、会社とJR西労との関係は、前記第2の3で認定したとおり、スト権論議をめぐり対立があり、同4(3)で認定したとおり、JR西労が第3回臨時大会においてスト権を確立したことから、緊張した関係にあったことが認められる。また、同4(2)で認定したとおり、労働災害事故防止強化月間に係る実態調査の場において、本社側の出席者から「他の職場に比べて西労の組織率が高い」旨の発言があり、同4(6)で認定したとおり、Y7次長の「もし、ここで大きな事故や重大な事柄が発生すると支社はペしゃんこになってしまう」旨の発言を、Y2助役としては、会社は、JR西労に対し厳しい姿勢で臨んでいると理解したものと考えられる。

(ハ) 12.21会談、12.24署名及び1.23脱退届等の一連のY2助役によるX3支部委員長やJR西労組合員に対するJR西労からの脱退懇諭は、西労組の組合員としての活動とみることはできず、これまで前記第3の1(1)ウの(エ)、同(2)ウの(イ)、同(3)ウの(エ) 及び同(4)ウの(イ)

で判断したとおりY2助役の助役としての職制上の地位を利用して行われたものである。

(オ) これらの一連の行動は、Y2助役が、検修職場の業務量減と人員削減に歯止めをかけるための4項目要望をまとめ、その実現のためにはJR西労の組織率を下げなければならないと考えて行われたものと判断されるが、この4項目要望は、同(1)及び(6)で認定したとおり、Y6運転所長が了解したうえで支社に提出されたもので、本社へも上申されており、Y2助役の発案したものであるとしても、検修助役の立場での要望であり、Y2助役個人の問題とすることはできない。

(カ) 12. 21会談及び12. 24署名は、いずれも魚辰会談の出席者がY6運転所長により決定され、支社に報告された後に行われたものである。

魚辰会談の本来の趣旨からすれば、出席者は企画増収グループのメンバーから選ばれるところ、12月17日にY6運転所長により、メンバーではなかったX3支部委員長が選ばれ、同所長より支社へ直接報告されたものである。このことは、この出席者が決定された段階で、魚辰会談は、その本来の目的だけではなく、異なる目的も含めて開催することとされたと考えるべきである。X3支部委員長が選ばれたことは、検修職場におけるJR西労の組織率の高さも含め、X3支部委員長に対しては、会社の考え方を伝えること、支社に対しては、JR西労に対する福知山運転所の対応を伝えることを、目的としたものと考えられる。そして、これはY6運転所長の了解の下で行われたものと推認せざるを得ない。

以上の経緯から、Y6運転所長が、上記(オ)のとおり、Y2助役がとりまとめた4項目要望を了解し、その上で、同所長が魚辰会談の出席者として、あえて企画増収グループのメンバーではなかったX3支部委員長を決定したことは、この検修職場を守るためのY2助役の行動を了解した上でのものと考えられるので、同所長は、その後、Y2助役によって行われた12. 21会談、12. 24署名及び魚辰会談の行為について、少なくとも黙認していたものと判断される。

(キ) 1. 23脱退届等については、同5(14)、(15)、(17)で認定したとおり、JR西労からは、支社に対して現場管理者による組織介入が行われている旨の申し入れがなされており、支社としてもY2助役とJR西労の間に問題が起こっていることは、認識できたはずであることに加えて、同4(15)認定のとおり、Y2助役が企画増収グループの会議においてJR西労組合員に脱退届等に署名、捺印させた行為を、承知しているにもかかわらず、その後、注意もせず、放置したことからすれば、支社は、1. 23脱退届に係るY2助役の行為を黙認したものとみることができる。

(ク) 以上のことから、12. 21会談、12. 24署名、魚辰会談及び1. 23脱退届等におけるY2助役の行為は、西労組の組合員としての行動あるい

は個人の行動としてではなく、助役としての職制上の地位を利用し、福知山運転所におけるJR西労の組織率が高いことを嫌って、厳しい姿勢で臨んでいる会社の意を体して行ったものとみるべきである。

(ケ) なお、Y2助役のこれらの行為に対する福知山支部、福知山地本の対応は、同5(10)、(11)で認定したとおり、組合員の脱退問題にかかる重大問題への対処としては緩慢と考えられるが、組合内部の体制づくりに時間を費やしたとの再審査申立人の主張は首肯できないものではなく、上記判断に影響するものではない。

(コ) 以上のとおり、12.21会談、12.24署名及び1.23脱退届等による脱退懲憑は、Y2助役が職制上の地位を利用し、会社の意を体して行ったものとみることができるから、組合の運営に支配介入する不当労働行為であると認めるのが相当である。

2 X4執行委員に対する辞任要求等について

(1) 再審査申立人の主張

ア 助役の地位にある者から「辞令が止まっている」と言われれば、それを聞く側は、会社の意向であると受けとめることは必定である。助役は、直接人事権を有していないとはいえ、人事に関して実質的な影響力を持つ地位にあるからである。助役が、人事に関する発言をすることは、それ自体、職制としての行為であると評価されなければならない。Y2助役が、X4執行委員に「辞令が止まっている」、「執行委員を辞任せよ」と申し向けることは、同執行委員の社員としての立場を大きく揺さぶる影響力があるものであり、同助役による、助役としての地位を利用した、西労に対する支配介入に他ならない。

イ 初審命令が、福知山地本が、福知山支社との話し合いにおいて、「Y2助役が勤務時間中、組合活動を堂々とする行為に対する支社の指導性を問いたい」と申し入れたことをもって、同地本が同助役の言動を別組合の組合活動と捉えていたものであると判断したことは誤りである。

(2) 再審査被申立人の主張

会社は、Y2助役が福知山運転所内の福知山地本事務所を訪れ、X6地本委員長らの面前でのX4執行委員とのやりとりを知り得ないものであるが、同助役が同執行委員の勤務態度と勤務時間内の組合活動について注意し、改善を求めたものであったと推測される。かかる言動について、福知山支社の指示等は何ら存しない。

(3) 当委員会の判断

ア 前記第2の5(1)、(2)、(6)、(7)及び(8)認定のとおり、平成4年1月7日朝、Y2助役は、快速電車を運転中に事故を起こしたことから検修預かりとなっていたX4執行委員に対し、「検修に配属する辞令が次長のところで止まっている」、「相手はその辞令を出すための条件として、X4執行委員が執行委員を辞めること」を提示し、同日午後4時30分こ

ろには業務中のX4執行委員を呼び出した上、組合事務所において、再度、執行委員を辞めるよう求め、翌8日にはX3支部委員長に対し、「X4執行委員は検修で預かれない」と電話で伝えたことが認められる。

イ また、同(10)及び(11)認定のとおり、同月9日、Y2助役は、X4執行委員を呼び出して執行委員を辞めるよう求めた上、所長室にX3支部委員長、X6地本委員長等呼び出し、X4執行委員、Y13首席助役等同席の上、X4執行委員の人事配置について協議を行う中で、X4執行委員は職場の空気を乱すので検修では預かれない旨述べてY6運転所長に同意を求め、X6地本委員長のX4執行委員を検修で預かって欲しいとの要請に対し、「あかん。支社もそういうふうにする」と応えていることが認められる。さらに、Y2助役は、その直後に行われた休憩室におけるX3支部委員長らとの話し合いの席上、X3支部委員長からX4執行委員を助けるために条件があれば出してくれとの発言に対し、「わしも上から言われとるんや」などと述べた上、X4執行委員を検修で預かるための3条件(X4執行委員が①執行委員を辞任すること、②4月から1年間、どこの組合にも所属しないこと、③検修一筋で努力すること)を提示し、この話し合いの終了直後には、個別にX4執行委員に対して3条件を提示し、その際、Y2助役はX4執行委員に対し、「お前が組合におると何をするかわからん。とにかくここは黙って白紙になって、わしのすることを1年間黙って見ておれ」と述べた。Y2助役と、X4執行委員は所長室に戻り、Y2助役は、Y6運転所長に対し、「X4執行委員は検修で預かることにした」と述べ、X4執行委員は、「検修職場で白紙で頑張る」と述べた。これに対し、同所長は、「頑張ってくれ」という趣旨の発言をした。

ウ 以上のことから、Y6運転所長は、X4執行委員の人事配置に関するY2助役の意見やY2助役とX4執行委員、地本役員らとのやりとりについて認識していたと考えるべきであり、同所長が、この間における、Y2助役の行為を暗黙のうちに了解していたとみるべきである。

エ 以上のとおり、Y2助役が、X4執行委員の組合役員の辞任とJR西労から脱退することを迫ったことは、職制上の地位を利用し、会社の意を体して福知山支部、ひいては福知山地本の組織の弱体化を企図してなされたものとするのが相当である。

オ 上記のことに加えて、上記第3の1の(5)ウで判断したとおり、Y2助役が助役としての職制上の地位を利用し、会社の意を体して12.21会談、12.24署名、1.23脱退届等により、JR西労に所属する組合員に対し、脱退懇諭を行ったという事実が認められるなどの状況に照らせば、X4執行委員に対する組合役員辞任要求等が支配介入行為であることは明らかであり、組合の運営に支配介入する不当労働行為であると認めるのが相当である。

3 以上のことからみて、Y2助役が、福知山支部組合員に対し、JR西労からの

脱退を懲慥したこと、及びX4執行委員に対し、役員辞任を懲慥したことが認められ、これらは組合に対する会社の支配介入であり、労働組合法第7条第3号の不当労働行為に該当する。

なお、再審査申立人らは、Y2助役だけではなく、会社管理職による脱退懲慥等についても支配介入に当たると申し立てているが、これを認めるに足る疎明はない。

そして、救済方法としては、主文 I の第1項、第2項及び第3項の措置が相当と認められるから、初審命令主文をその限度で変更すべきである。

以上のとおりであるので、初審命令主文を主文のとおり変更するほかは本件再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成16年10月6日

中央労働委員会
会長 山口浩一郎 ㊞